

平成31年1月
定例教育委員会会議

会議録

平成31年1月22日開催

会 議 録

開催日時	平成31年1月22日（火）			午後2時	開会
				午後5時 3分	閉会
場 所	旭川市教育委員会 会議室				
出席者	局長及び委員	教育長 赤岡 昌弘, <small>教育長職務代理者</small> 杉山 信治, 委員 滝山 義之 委員 近藤 美保, 委員 本田 哲嗣			
	事務局	説明員	学校教育部長 野崎 幸宏 学校教育部次長 山川 俊巳 学校教育部次長 林上 敦裕 学校教育部次長 岩崎 昌美 学校教育部次長 石原 伸広 学校施設課長 三浦 雅仁 教育指導課長 佐藤 潤一 適正配置担当課長 原 伸之 教職員担当課長 佐々木 康成 教育政策課主幹 伊藤 敦子 教育政策課主幹 水野 泰子 教育政策課 石川 輝明	社会教育部長 大鷹 明 社会教育部次長 酒井 睦元 社会教育課長 樽井 里美 公民館事業課長 片山 勝敏 社会教育課主査 堺井 恵	
	事務局	職員	教育政策課主査 中村 星子 教育政策課 星 由里夏 同 高野 由布紀		
傍 聴 者	1人				
公開・非公開の別	一部非公開				
会 議 次 第	1 開会 2 会議録署名委員 3 前回会議録 4 審議事項 ・議案第1号 平成31年度教育予算について ・議案第2号 旭川市教科書調査委員会条例の一部を改正する条例の制定について ・議案第3号 旭川市いじめ防止等推進協議会等条例の制定について ・議案第4号 旭川市学校給食共同調理所条例の一部を改正する条例の制定について ・議案第5号 旭川市教育委員会会議規則の一部を改正する規則の制定について ・議案第6号 旭川市学校運営協議会規則の制定について ・議案第7号 第2期旭川市学校教育基本計画（素案）に対する意見提出手続の実施について ・議案第8号 旭川市立小中学校働き方改革推進プランの策定について ・議案第9号 学校給食用食器の切替えに係る検証について ・議案第10号 井上靖記念館の指定管理者の指定について ・議案第11号 旭川市春光台公民館の指定管理者の指定について ・議案第12号 学校運営協議会の設置について				

- ・報告第1号 旭川市立学校職員の処分内申（臨時代理）について
- ・報告第2号 旭川市教育委員会事務局職員等の人事異動（臨時代理）について
- ・報告第3号 旭川市立小中学校教職員人事の内申（臨時代理）について

5 報告事項

- (1) 平成30年第4回定例会市議会の報告について
- (2) 旭川市立小・中学校適正配置計画の見直しについて
- (3) 平成31年度全国学力・学習状況調査への参加について
- (4) 平成31年旭川市成人を祝うつどいの開催結果について

6 その他

7 閉会

審 議 内 容	
発 言 者	発 言 要 旨
教 育 長	<p>《 開 会 》</p> <p>ただいまから、平成31年1月定例教育委員会会議を開会いたします。</p> <p>《会議録署名委員》</p>
教 育 長	<p>本日の会議録署名委員は、杉山委員、近藤委員を指名します。</p> <p>《 前回会議録 》</p>
教 育 長	<p>会議録ですが、平成30年11月定例教育委員会会議（平成30年11月19日開催）、平成30年11月第1回臨時教育委員会会議（平成30年11月27日開催）、平成30年12月定例教育委員会会議（平成30年12月21日開催）及び平成31年1月第1回臨時教育委員会会議（平成31年1月14日開催）の会議録については、現在調製中でございますので、調製後、承認するというところでよろしいですか。</p>
各 教 育 委 員 長	<p>異議ありません。</p> <p>「異議なし。」と認め、平成30年11月定例教育委員会会議、平成30年11月第1回臨時教育委員会会議、平成30年12月定例教育委員会会議及び平成31年1月第1回臨時教育委員会会議の会議録については、調製後、承認することといたします。</p>
教 育 長	<p>《 審 議 事 項 》</p> <p>それでは、審議事項に入ります。</p> <p>議案第1号「平成31年度教育予算について」、議案第2号「旭川市教科書調査委員会条例の一部を改正する条例の制定について」、議案第3号「旭川市いじめ防止等推進協議会等条例の制定について」、議案第4号「旭川市学校給食共同調理所条例の一部を改正する条例の制定について」、議案第8号「旭川市立小中学校働き方改革推進プランの策定について」、議案第9号「学校給食用食器の切替えに係る検証について」、議案第10号「井上靖記念館の指定管理者の指定について」、議案第11号「旭川市春光台公民館の指定管理者の指定について」、報告第1号「旭川市立学校職員の処分内申（臨時代理）について」、報告第2号「旭川市教育委員会事務局職員等の人事異動（臨時代理）について」及び報告第3号「旭川市立小中学校教職員人事の内申（臨時代理）について」ですが、その性質上、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第14条第7項ただし書の規定により秘密会といたしたいと思いますが、いかがですか。</p>
各 教 育 委 員 長	<p>異議ありません。</p> <p>「異議なし。」と認め、議案第1号「平成31年度教育予算について」、議案第2号「旭川市教科書調査委員会条例の一部を改正する条例の制定について」、議案第3号「旭川市いじめ防止等推進協議会等条例の制定について」、議案第4号「旭川市学校給食共同調理所条例の一部を改正する条例の制定について」、議案第8号「旭川市立小中学校働き方改革推進プランの策定について」、議案第9号「学校給食用食器の切替えに係る検証について」、議案第10号「井上靖記念館の指定管理者の指定について」、議案</p>

第11号「旭川市春光台公民館の指定管理者の指定について」、報告第1号「旭川市立学校職員の処分内申（臨時代理）について」、報告第2号「旭川市教育委員会事務局職員等の人事異動（臨時代理）について」及び報告第3号「旭川市立小中学校教職員人事の内申（臨時代理）について」は、秘密会とし、他の議案等の後に審議することといたします。

議案第5号「旭川市教育委員会会議規則の一部を改正する規則の制定について」、説明願います。

林上学校教育部長

本件については、先月の教育委員会会議で御審議いただいた「教育委員会会議及び教育委員会協議会の取扱いについて」を踏まえ、関係規定を整理するものです。

主な改正内容は、1点目は、第19条にただし書を加え、非公開案件の議事録の記載事項について、同条第8号の「質問又は討論した者の氏名及びその要旨」と同条第9号の「議決事項」については、教育委員会会議で決定した場合は、その概要を記載できるようにしたものです。これは、人事案件や会議において非公開とすることが特に必要と決定した案件の審議内容について、議事録に概要を記載することを想定しております。

2点目は、第21条の改正のとおり、議事録の公表について、原則、全ての案件を公表することとしたものです。

今回の規則の改正については、先月の教育委員会会議では1月の定例教育委員会会議から、又は、規則の改正の施行日から実施することとしておりましたが、1月に臨時の教育委員会会議が開催されましたので、同会議から適用することができるよう、附則にありますとおり遡って適用しようとするものです。

なお、この臨時の教育委員会会議の議案は4件で、うち非公開としたものが3件ありました。いずれも議会報告前等の理由で非公開にしたものですので、これらの事由が消滅した後、全文を記載した議事録を御確認いただき、承認を得た後、公表することになります。

教 育 長

議案第5号「旭川市教育委員会会議規則の一部を改正する規則の制定について」、御意見、御質問等はありませんか。

秘密会の内容について、非公開とした事由が消滅した後に会議録で公開するという内容ですが、人事案件などは教育委員会会議で決定した場合にその概要を記録するということです。

杉 山 委 員

会議録ができるのは、会議から大体数か月遅れますので、その間には秘密会とした事由が消えていることが多いですね。

教 育 長

議会報告前や予算決定前の案件が当てはまります。

他に御意見、御質問等はありませんか。

各 委 員

ありません。

各 教 育 長

それでは、議案第5号「旭川市教育委員会会議規則の一部を改正する規則の制定について」は、原案どおり決定することで御異議ありませんか。

各 委 員

異議ありません。

各 教 育 長

「異議なし。」と認め、議案第5号「旭川市教育委員会会議規則の一部を改正する規則の制定について」は、原案どおり決定します。

次に、議案第6号「旭川市学校運営協議会規則の制定について」ですが、議案第12号「学校運営協議会の設置について」と関連する内容ですので、一括して説明願います。

林上学校教育部長

まず、議案第6号についてです。本案は、学校運営協議会の設置について必要な事項を定めるため、規則を制定しようとするものです。

主な特徴について御説明いたします。

第2条には、学校運営協議会は、学校ごとに設置すること、ただし、本市で行われている小中連携・一貫教育の連携校が一つにまとまり、そこに一つの学校運営協議会を設置することについても規定しております。

次に、第3条には、学校運営協議会で行う学校運営に関する基本的な方

針の承認について規定しております。

第4条には、委員の任命について規定しております。ここでは、一つの学校に設置する学校運営協議会の委員は、地域住民や保護者など10人以内で構成すること、それぞれの委員の人数などについて規定しております。

続きまして、第6条第1項には、委員の任期は、任命の日からその年度の末日までであること、第10条と第11条には、学校運営協議会の会議に関することについて規定しております。

次に、附則ですが、第1項にありますように、施行日は公布の日からとしております。

本則の第2条第2項には、教育委員会が学校運営協議会を置こうとするときは、その学校の校長、保護者、地域住民の意見を聴くものとしております。モデル実施地域では、規則制定前に行った意見交換を規則第2条第2項の規定による意見の聴取とみなすことができるよう附則の第2項に規定しているものです。

さらに、附則の第3項には、今回の規則制定に伴う旭川市学校管理規則の一部を改正する規則について規定しております。同規則の第6条第1項には、学校に学校評議員を置くことができると規定しておりますが、ここにただし書として、学校運営協議会を置く場合は、学校評議員を置かなくてもよい旨の規定を追加するものです。

また、様式第1号から様式第3号までを定めています。

以上が議案第6号についてです。

次に、議案第12号について御説明いたします。

今年度、学校運営協議会の設置に向け、モデル実施地域を指定して準備を進めてきた三つの中学校区の学校に、規則第2条第1項の規定に基づき学校運営協議会を設置しようとするものです。

対象学校の旭川中学校と春光台中学校区では、各中学校区に一つの学校運営協議会を設置しますが、神楽中学校区では、それぞれの学校に一つの学校運営協議会を設置します。ただ、将来的には、中学校区で一つの学校運営協議会の設置に向け、この中学校区内での連携会議等を通じ学校運営に関する情報共有等の取組を進めていくこととなります。

設置年月日については、今後の内部の手續等を勘案し、1月25日としております。

今後の予定ですが、本日御審議、御決定いただいた後、教育委員会から当該学校に対し設置の決定について通知し、2月にそれぞれの学校運営協議会において、次年度の学校運営に関する基本的な方針を承認する予定となっております。

また、次年度以降は、本市で取り組んでいる小中連携・一貫教育をベースとした学校運営協議会の設置校を拡充してまいりたいと考えております。

教 育 長
杉 山 委 員

議案第6号「旭川市学校運営協議会規則の制定について」及び議案第12号「学校運営協議会の設置について」、御意見、御質問等がありますか。

基本的には、学校運営協議会は学校単位で置くということですから、最大で70とか80という数になりますよね。この規則の内容を見ると、国の考え方もこのようになっているのかもしれませんが、教育委員会で委員を全部管理することになります。それから、委員の立場は特別職の地方公務員という高い位置付けになっています。今回は、五つの学校運営協議会を設置しますが、もっと増えていくと教育委員会の事務作業が大変になるのではないかという懸念があります。

林上学校教育部次長

報酬の支払もありますので、人数が多くなるとそういった煩雑さも出てくると思いますが、まずは学校運営協議会を設置していただき、そこから少しずつでも中学校区で連携した学校運営協議会が一つにまとまればよいと考えております。

杉 山 委 員

教育委員会がそういったことに関わるのは大切なことだと思っておりますが、

	<p>実態から言えば、学校ごとに一任できないのかという感じがします。国や他の市町村の考え方も特別職の地方公務員となっているのですか。</p>
林上学校教育部次長	はい。
教 育 長	単に意見を聴くというよりは、運営側に入っていきます。要するに、中学校区に一つの学校運営協議会や学校ごとに一つずつの学校運営協議会を置きますが、一つずつ置きながら小中連携・一貫教育も進めることができるまとまりやすい地域と、小学校が複数校あり、中学校区ごとにまとめるのが難しい地域もあり、そういう部分で異なったパターンになっています。
本 田 委 員	必ずしも学校に置かなくてはいけないというものではなさそうな感じがします。設置することと実態はどこにあるのかは別に考えることができるような仕組みにしていけないと思いません。中学校区の中学校が担うなどと規定すると、なぜだという話になりかねないので、広い範囲のコミュニティの場合については、その近くにある施設の中に協議会ができてよいと思しますので、必ずしも学校が全てを担うという話ではないと思えます。
教 育 長	コミュニティ・スクールそのものは、学校だけが学校運営を担うものではないという考え方になっています。
	例えば、地域で事務局をやるということはあるですか。やはり学校が事務局をやるのでしたか。
林上学校教育部次長	そこまでは調べておりません。
本 田 委 員	今の時点での規定はこれでよいですが、そこに決まりが出来上がっているからという話でたがをはめると若干苦しくなると思います。要するに、研修会等で私が伺った話では、学校内にはない事例ばかりが言われているので、旭川もいずれそういう場面が出てくることもあるということのゆとりを持ってほしいと思います。これは適正配置の関係もあるでしょうから、今後この規則というのは変わり得るというつもりで進めないと、窮屈になるのではないかという感想を持ちました。
教 育 長	学校運営協議会の会議は、会長が招集しますが、校長は会長になれません。学校評議員の考え方とは違います。
本 田 委 員	学校評議員を置かなくてもよい場合があるという説明がありましたが、その通りで、地域によっては、同じ方が良いという場合もあります。
近 藤 委 員	第4条の(3)に「対象学校の運営に資する活動を行う者」とありますが、具体的にどのような人ですか。
学 校 教 育 部 長	想定しているのは、地域のコーディネーターのような方です。例えば何かをしたい場合はこういう人がいるよなど、まちづくりのプラットホームのような人が想定されています。人材とのつなぎ役のような方をここに位置付けています。ただ、そういう人がいるのかというと、そういったバンクはできていないので、将来的にはそういう人が入らないと、協議会を活性化していくことはなかなか難しいと思います。
近 藤 委 員	各協議会につき一人以上加えることとなっているので、資格がある人ということではなく、地域から発掘して取り組んでいくということでしょうか。
林上学校教育部次長	そうです。
滝 山 委 員	第13条の「教育委員会は、協議会の運営状況を把握し、必要に応じて協議会に対し、指導及び助言を行うものとする」ということは、協議会が開かれたときは、その報告が教育委員会に提出されてくるということですか。
教 育 長	そういうことです。
滝 山 委 員	どのような指導をするのでしょうか。
教 育 長	協議会の円滑な運営の確保に努める必要があることから、状況に応じて協議会や校長に対し、指導・助言を行います。
	他に御意見、御質問等がありますか。

各教	委員	長	<p>ありません。</p> <p>それでは、議案第6号「旭川市学校運営協議会規則の制定について」及び議案第12号「学校運営協議会の設定について」は、原案どおり決定することで御異議ありませんか。</p>
各教	委員	長	<p>異議ありません。</p> <p>「異議なし。」と認め、議案第6号「旭川市学校運営協議会規則の制定について」及び議案第12号「学校運営協議会の設置について」は、原案どおり決定します。</p>
水野教育政策課主幹			<p>次に、議案第7号「第2期旭川市学校教育基本計画（素案）に対する意見提出手続の実施について」、説明願います。</p> <p>本件については、旭川市市民参加推進条例第11条第1項の規定に基づき、第2期旭川市学校教育基本計画（素案）に対する意見提出手続を実施しようとするものです。</p> <p>12月21日及び1月14日開催の教育委員会会議での御意見や懇話会でいただいた御意見も参考に素案を作成しました。</p> <p>中身は、市民の皆様への御案内、意見書の様式、また、市民の皆様へ御案内する際には、A3版の第2期旭川市学校教育基本計画概要版を添付します。これは、計画の構成に沿って簡潔にかつ必要な内容を盛り込みまとめたものです。見開きのページには、第2期計画の基本理念、目指す子ども像、目標、基本施策、取組、さらに事務事業までを体系的に示しております。こちらを見ていただければ、第2期計画の概要が分かるものになります。</p> <p>次に、第2期旭川市学校教育基本計画（素案）を御覧ください。</p> <p>目次を御覧ください。内容は変わらないものの、VとVIの章のタイトルを一部整理しました。</p> <p>I章には、旭川市学校教育基本計画の策定についてを記述し、II章には、12月の教育委員会会議でいただいた御意見を踏まえ、「1 社会状況の変化」を整理しました。</p> <p>4ページは、「2 教育を取り巻く状況について」とし、AI、SNSといった今日的な事柄についても記述しました。</p> <p>5ページから10ページまでは、第1期計画の総括を記載し、目標ごとに設定している成果指標も記載しながら整理を行い、前回よりも3ページほどボリュームを減らしております。</p> <p>11ページからは、今後の計画の部分となっております。</p> <p>III章の基本理念は、子どもたちがふるさとへの愛着と誇りを持ち、夢や目標の実現に向けて、未来へはばたくことを願い、「ふるさと旭川から未来へはばたく子どもの育成」を掲げました。</p> <p>12ページは、「目指す子ども像」です。読点について、一つ目と二つ目は付け、3つ目は外しました。</p> <p>12ページの下段から13ページにかけて、「V 目標及び基本施策」を記載しております。この部分は、これまで「目標」としておりましたが、基本施策と合わせました。「目標」は社会背景など、どのような教育を進めていくのかを2段構成で記載しています。</p> <p>「計画の体系」については、先日いただいた御意見を踏まえ整理しました。</p> <p>目標については、位置付ける基本施策や取組へのつながりを意識し整理を行い、目標3は、「子どもたちをともに育て豊かな学びをつくる」としました。</p> <p>次に、基本施策については、目標3に位置付ける基本施策6を「学びを支える連携・地域との協働の推進」とし、地域との連携について明記しました。基本施策6に位置付ける取組は、取組16「学校種間の連携をベースとしたコミュニティ・スクールの推進」といたしました。</p>

小中連携・一貫教育については、平成29年度から平成31年度までの3年間を期間とした旭川市小中連携・一貫教育推進プランにより進めてきましたが、プラン終了後は、各学校での経常的な取組として推進していただくことを考えております。当初より取り組んできた成果をベースにコミュニティ・スクールを導入、充実させていきたいと考えていることから、これまで小中連携・一貫教育とコミュニティ・スクールを二つに分けていましたが、取組を一つにしたものです。

このほか、取組の表現を整理しましたが、いずれも考え方や内容は変わっておりません。

15ページから26ページまでは、それぞれの目標とそれに基づく基本施策に位置付ける取組を記載しております。例えば、15ページ下段の「旭川市確かな学力育成プランに基づく取組の推進」ですと、取組の方向性については3段落構成として、1段落目はその取組が求められる背景、2段落目は本市においてこれまで事業等を実施してきた成果と課題、3段落目はこの計画で取り組んでいく事業や方向性などについて記載し、その下にその取組に基づく事務事業の主なものを記載しております。以下、26ページまで基本的にそのようなつくりになっています。

27ページは、「Ⅶ 計画の推進」です。

第2期計画は、本編と事務事業編で構成し、事務事業編は毎年度作成することとし、予算が決定する3月末に次年度の「事務事業編」を作成することになります。

「2 計画の推進」ですが、第2期計画の推進に当たっては、いわゆるPDCAマネジメントサイクルを活用し、教育委員会が毎年度行う「教育委員会の事務に関する点検・評価」により、成果を客観的に検証するとともに、課題等を明らかにして、翌年度以降の施策・事業等の展開に反映させていきます。

各取組の達成状況を測るため、各取組には指標を設定することとし、指標については、28ページから30ページまでに示しておりますので、併せて御覧ください。

第2期計画においては、三つの目標の達成に向けて、基本施策、取組、取組を推進するための事務事業を示しており、本計画の評価に当たっては、一つは各取組に設定した指標、二つは事務事業の達成状況により取組を評価し、これらの各取組の評価を踏まえて、基本施策さらには目標の達成状況を評価したいと考えておりますが、学校教育においては、各学校が児童生徒の実態や地域等の状況に応じて、それぞれ創意ある教育活動を進めており、児童生徒や保護者、学校等の個々の状況も踏まえて、取組や事務事業等の実施・評価を行う必要があります。

こうしたことから、各取組の達成状況を一つの指標のみをもって評価することは難しい場合もあるため、各取組に設定した指標の推移や事務事業の達成状況に加え、関連する情報も含めて多角的な評価を行いたいと考えているところです。

また、本計画では、取組の実施により、児童生徒の姿にどのように現れているか、保護者の思いや願いはどの程度実現されているか、教職員は児童生徒の成長をどのように実感しているかといったことを成果として大事にしたいと考えており、学校評価等も参考としつつ、指標の観点として、28ページ以降に60ほどに整理しました。これらの指標の観点を大切に、重点化したり、総体としたりなど、取組の性質にも配慮しつつ指標を設定し、当初値、目標値を定めてまいります。

次に、議案第7号別冊2の第2期旭川市学校教育基本計画（事務事業編）（素案）の裏面を御覧ください。

事務事業編では、取組ごとに関連する事務事業を整理します。各事務事業は、点検・評価や予算などの財政状況を踏まえ、毎年度更新を行います。

さらに、各事務事業を記載する形で素案としたいと考えております。

なお、事務事業編については、3月末の予算議決後に最終決定となりますので、予算の状況により、事務事業を変更することもある旨を明記した上で、市民の皆様にご意見をいただきたいと考えております。

指標と事務事業編については、その整理にもう少しお時間をいただき、意見提出手続前に御確認いただき、御意見をいただきたいと考えております。現在、整理を進めており、具体的にどういったものを整理しているのか、本日お配りした資料により御説明いたします。

A3版の「第2期計画の評価」を御覧ください。

これは、素案の28ページからの部分について、整理したものです。

資料の左から、第2期計画に位置付けた三つの目標、各目標に位置付けた七つの基本施策、さらに平成31年度から平成39年度までの9年間における取組、取組の評価観点、取組の進捗状況を把握するための指標及び資料、取組に係る計画段階の当初値及び平成35年度に見直しを予定していることから、平成35年度と平成39年度の目標値について、整理しました。

右側の参考指標及び参考資料については、各年度における取組の評価を補完するためのものであり、内部の検討資料となります。

参考指標に当たるものは検討段階ではありますが、このような整理を進め、指標を定めたいと考えています。

次に、事務事業編を御覧ください。先程御説明したものから整理を進めているものです。

「(2)事務事業編の見方」には、目標、基本施策、取組の順に整理し、事務事業ごとに、番号、事務事業名、事務事業の内容、工程表の部分で当初値や数値目標、事業の方向性などを記載し、実施状況は、次年度以降、実績を記載していくこととし、このような構成で各事務事業を整理したいと考えております。

これら2点の資料は、整理段階でありますので、会議終了後、回収させていただきます。

意見提出手続については、概要版、本編及び事務事業編の素案、参考資料として用語解説をお示しし、市民の皆様にご意見をいただきますが、本日、イメージとしてお示しした指標と事務事業編を整理するとともに、いただいた御意見を踏まえ修正し、週明けには素案として、委員の皆様にご確認いただきたいと考えております。

今後の予定ですが、2月1日から3月4日までの間、意見提出手続を実施し、また、2月6日には、第2期計画の素案について、市民説明会を開催する予定です。意見提出手続を実施した後、素案の修正等を行い、3月の教育委員会会議で御審議をいただく予定です。

教 育 長

議案第7号「第2期旭川市学校教育基本計画（素案）に対する意見提出手続の実施について」、御意見、御質問等がありますか。

資料「第2期計画の評価」の取組の評価観点と本編の中の指標は同じ内容ですが、その内容が違う理由は何かありましたか。

水野教育政策課主幹

本編の28ページから30ページまでについては、議案配付時に整理していた内容になります。整理してきた中で、「第2期計画の評価」に記載されている取組の評価観点という形になり、それがさらに指標になっていくということで、指標の観点から重点化などをしていきたいと考えています。

意見提出手続の際は、28ページから30ページまでに整理させていただいた指標の形で行います。

教 育 長

指標という言葉は残るとのことですね。

水野教育政策課主幹

28ページの指標のところが取組の評価観点となります。

教 育 長

それでは変更があるのですか。

水野教育政策課主幹 滝山委員	はい。 目標を立てて実行し、その経過を記載するのは良いですが、参考資料欄のほとんどはアンケートになっています。それで正しいモニタリングはできるのでしょうか。大体は子どもに聞いて、これは達成できましたかというアンケートになると思います。結果が100%になっても、単純にそのとおりなのかどうかというと思うし、客観的なモニタリングというスコアリングをしないといけないのではないのでしょうか。
水野教育政策課主幹	児童生徒の姿や声などを大切にしたいと考えています。これだけではなく、参考指標や参考資料などで現状を把握し、評価をしていきたいと考えています。
教 育 長 水野教育政策課主幹	他の手法も何か考えているということですね。 他に参考になるデータなどを活用しながら、総合的に考えなくてはならないと思っています。
教 育 長	児童生徒の満足度というか、そういうデータだとどうしても年度によるぶれがあります。類似のものと比較したときのデータがないということではありませんが、客観的なデータが取りづらいかもかもしれません。全てに対して指標を作るのはかなり至難の業です。
滝山委員	例えば、「情報教育・英語教育の充実」の指標は、TOEFLなどのようなものはないと思いますので、生徒のアンケートではなく、テストの点数を評価したり、学力テストで全国平均を上回った数値など、そういう具体的な数値の方が良いと思いました。
本 田 委 員	参考資料を見ると、学校評価の下に判で押したように児童生徒アンケートと書いてあることに不自然さがあります。学校の自己点検についても参考資料の中に記載されているので、これも含めた資料になれば、それで間に合うのではないかと思います。
教 育 長 本 田 委 員	参考資料には少し客観的な部分を入れると良いかもしれませんね。 学校の自己点検について、毎年質問事項を変えるのではなく、計画に沿って、ある程度の年度、同じ質問をしていかなければならないと思います。参考資料欄にある内容も資料として扱われたらどうでしょうか。要するに、多くの目と多くの資料で判断をしていくことの方がより正確さという信頼度が高まるのではないのでしょうか。
教 育 長	目標値とありますが、この説明はどこにあるのでしょうか。普通は100%になりますが、なぜか90%であったり、細かく80何%などと書いてあります。なぜこの数字が出てきたのかという根拠が明らかにならないといけないと思います。達成されなくても目標であるので、目標は100%ですと言った方が良いと思います。0%か100%の世界ではないと思います。なぜこの目標値になって、どのように評価するのかという根拠が薄い気がします。
水野教育政策課主幹	KPIなどでもそうですが、数字を積み上げるためにその方程式があります。それを上手く作るのは大変なのですが、この目標値というのは、算定した数値を積み重ねて出しているものでしたか。それとも経年変化の伸びで、この伸びで進むとこうなるという数字を出しているものでしたか。
教 育 長 本 田 委 員	一概には言えないですが、こういった形で伸ばしていきたいとか、そういったものもありますし、計画的に進めていくことを決めているものもあります。今いただいた御意見なども参考にさらにこの後整理したいと考えています。
教 育 長 本 田 委 員	積算して積み重ねていくという根拠が難しいです。 数式が明らかになっているのであれば、ある程度説得力はありますが、根拠がなければ妥当性が問われます。
教 育 長	少なくとも当初値は決まっています。それから5年前はどうだったのか、その伸びをそのまま伸ばしたらどうなるのかということもあるかもしれません。

本 田 委 員 学 校 教 育 部 長	<p>細かく数字が出るとその根拠を聞きたくになります。</p> <p>そこがなかなか難しいところで、その設定も含めて検討しているところです。プログラミング教育の部分など、当初値がないところもありますので、そういうところも含めて、どのようにベンチマークになるようなものをもってくるのかを今いただいたお話も参考にしながら検討したいと思います。</p>
本 田 委 員 教 育 長	<p>今までは、現場ではどうなれば、どういう姿になれば達成したとするとか、子どもの姿や変容の形などを説明してきたので、数字となると何か数式があるのかと考えたくになります。</p>
本 田 委 員	<p>積み上げになるので説明するのが難しくなります。</p>
教 育 長	<p>それ以上どうにかしてくださいというのではなく、これを公表したときに皆さんがある程度、なるほどとなるような形が良いと思います。</p>
本 田 委 員	<p>この資料は参考なので、いただいた御意見を踏まえながら再度検討したいと思います。</p>
本 田 委 員	<p>やはり、用語解説は必要だと思いますので、ぜひ載せていただければ有り難いです。また、できるだけ平易な言葉で載せていただければ理解が深まると思います。</p>
教 育 長	<p>独特の用語が結構あります。</p>
各 委 員	<p>他に御意見、御質問等がありますか。</p>
各 教 育 長	<p>ありません。</p>
各 委 員	<p>それでは、委員の皆さんからいただいた御意見等を踏まえ、細かな修正については、事務局に一任したいと思いますが、いかがですか。</p>
各 教 育 長	<p>異議ありません。</p>
各 委 員	<p>それでは、議案第7号「第2期旭川市学校教育基本計画（素案）に対する意見提出手続の実施について」は、細かな修正箇所を除き、原案どおり決定することで御異議ありませんか。</p>
各 教 育 長	<p>異議ありません。</p>
各 委 員	<p>「異議なし。」と認め、議案第7号「第2期旭川市学校教育基本計画（素案）に対する意見提出手続の実施について」は、細かな修正箇所を除き原案どおり決定します。</p>
教 育 長	<p>《 報 告 事 項 》</p>
学 校 教 育 部 長	<p>それでは、報告事項に入ります。</p>
学 校 教 育 部 長	<p>報告事項（1）「平成30年第4回定例市議会の報告について」、報告願います。</p>
学 校 教 育 部 長	<p>平成30年第4回定例市議会の会期は、12月6日から12月30日までの通算15日間でした。</p>
学 校 教 育 部 長	<p>学校教育部に関わる議案は、旭川小学校の位置の変更及び千代ヶ岡小学校の廃止に関わり、旭川市立小中学校設置条例の一部を改正する条例の制定について、このほか損害賠償の額を定めることについて、総務部から提案がありました。</p>
学 校 教 育 部 長	<p>まず、一般質問が12月11日から13日までの3日間行われ、学校教育部は6人から質問がありました。</p>
学 校 教 育 部 長	<p>1人目、公明党のもんま議員から、教育のICT化に向けた環境整備について質問がありました。少人数学級編制のように継続的に多額の費用を要する事業よりも、ICT教育の環境整備に予算の重きをおくべきではないかとのことでしたが、学校教育部としては、継続的に取り組んでいる事業を進めながら、第3期教育振興基本計画に示されている整備水準を目指したいと考えている旨を答弁しております。</p>
学 校 教 育 部 長	<p>2人目、日本共産党の石川議員から、食器の選定について、後ほど御説明いたしますが、検証作業の結果を第4回定例市議会までに出せなかった</p>

ことに関わり質問がありました。学校教育部としては、検証については、経済文教常任委員会で公表しようとしていたところですが、そこだけでは質疑の場がないということで、メーカーに確認したところ、3月下旬くらいまで引き延ばすことができるということでしたので、経済文教常任委員会で公表した後、議論の場を第1回定例市議会で設けるという状況になったところです。このときの答弁としては、そういう場を持つことを検討していきたい旨を答弁しております。

3人目、自民党・市民会議の林議員から、プログラミング教育について質問がありました。平成32年度からの円滑な実施に向けて、企業向けの体験授業や教員向けの研修を行っていることについて説明し、円滑な導入をしていきたい旨の答弁をしております。

4人目、虹と緑の久保議員から、スクールカウンセラーについての確認があり、どのようなことをしているのか、どのような関係機関と連携をしているのかという質問がありました。

5人目、民主・市民連合の高木議員から、子どもたちへの各種大会選手派遣に対する市からの助成について、教育委員会が行うものとスポーツ課が行うものがあり、分かりにくいのではないかと、できれば窓口を一本化し、制度を同じようにしてはどうかという質問がございました。窓口が二つあるというのは分かりにくいので、各学校やクラブチームへの周知について、市長部局と協議・検討していく旨の答弁をしております。

6人目、虹と緑の山城議員から、プラスチック製品のSDGsに関わり、プラスチック製品の縮減という中で、PEN食器を導入するのかという質問がありました。この質問に対しましては、使い捨てとは一線を画していることなど、従前の答弁と同じ旨の答弁をしております。

また、学校司書について、有用性が高いことから、1校に1人の専任配置を進めるべきという質問がございました。学校教育部としても、効果は高いとは思っておりますが、予算のこともありますので、配置を工夫しながら、できれば全校配置に向けて進めていけるよう検討はしていきたい旨の答弁をしております。

次に、大綱質疑が12月14日に行われ、1人から質疑がありました。

無所属の金谷議員から、千代ヶ岡小学校の閉校に関わり、今後の西神楽小学校への通学方法について質問がありました。長距離のため長時間のバス利用になることから、予定外のことが起きたときにきちんと対応できるようにしてほしいという趣旨の質疑がありました。

次に、補正予算を含めた議案に対する補正予算等審査特別委員会が12月17日から18日までの2日間行われ、1人から質問がありました。

公明党の中野委員から、旭川小学校の位置を変更することに関わり、旭川小学校、旭川中学校の一体の校舎について、小中連携・一貫教育の推進に関わって質問がありました。どんなメリットがあるのか、この後他でも進めていくのかという趣旨の質疑でしたが、これから旭川小学校と旭川中学校で行われる取組の成果等の把握に努めながら、今予定しているものは具体的にありませんが、今後の校舎整備にその内容を生かしたい旨の答弁をしております。

社会教育部長

引き続き、社会教育部関係部分を御報告いたします。

社会教育部からは、市民文化会館のレストラン解体に係る改修費について、債務負担行為の設定に係る補正予算の議案を提出したところです。

一般質問については質問がありませんでした。

大綱質疑において2人から質疑がありました。

1人目、日本共産党のまじま議員から、旭川市民文化会館レストラン解体工事に係る補正予算を第4回定例市議会に提案した理由と解体した後の文化会館への影響、新庁舎のレストランの配置との関係、文化会館整備の方向性に係る検討の進捗状況などについて質疑がありました。第4回定例

市議会にレストラン解体に係る工事費を計上した理由としては、文化会館では、特に9月から11月にかけて催事等が集中する時期であり、工事では一定程度の騒音や振動などが見込まれることから、レストラン部分に隣接する小ホールや展示室などの催事にできる限り影響が少ない時期に工事を行う必要があると考え、来年8月末までの工事完了を見込んだことによること、レストラン解体の影響については、食事や休憩・歓談できる場所がなくなり、利用者の利便性が低下するなどの影響があるため、売店の事業者と協議の上、コーヒーマーカー等の設置など飲み物や軽食等の提供を行うとともに、エントランスにあるカウンターを撤去してテーブルやイスなどを配置し、会館利用者が休憩や歓談などの際に利用できるようにすること、また、新庁舎のレストランの配置との関係については、今回、新庁舎の建設場所として文化会館のレストランを解体することから、新庁舎に整備されるレストランは、会館利用者の利便性にも寄与する目的を有していると考えており、新庁舎建設の担当部局ともこうした認識を共有しながら連携を図っていること、文化会館の整備の方向性については、現時点では整理できていない状況にあります。今回の工事内容や新庁舎の機能を踏まえつつ、今後の文化会館の整備の検討を続けていくことなどについて答弁しております。

2人目、無所属の金谷議員から、ほぼ同様の質疑がありました。レストランの影響や休憩スペースについては、まじま議員と同様に答弁しておりますが、最後に文化会館の今後の検討部分については、考え方はほぼ同じなのですが、市民の皆様は文化会館の整備を議論していただく上では、まずは本市として一定の考え方を掲示することが適当であると考えていること、また、今年度中に市民文化会館を利用している団体や学校等に対して、現施設の課題や今後の整備手法などについて御意見を頂戴するアンケートの実施を予定していることなどについて答弁しております。

次に、補正予算等審査特別委員会において1人から質問がありました。

民主・市民連合の松田委員から、文化会館レストラン解体及び改修工事費の工事内容について、工事期間中の文化会館利用者への影響について、レストラン解体工事に係る教育委員会としての意思決定について、今後の文化会館整備の在り方に係る検討の進捗状況についてなどの質問がありました。

報告事項(1)「平成30年第4回定例市議会の報告について」、御意見、御質問等がありますか。

ありません。

それでは、報告事項(1)「平成30年第4回定例市議会の報告について」は、報告を受けたこととします。

次に、報告事項(2)「旭川市立小・中学校適正配置計画の見直しについて」、報告願います。

旭川市立小・中学校適正配置計画は、平成31年度で計画策定から5年目となり、15年の計画期間の第1期が終了しますことから、これまでの進捗状況等を踏まえ、第2期以降の適正配置の推進に向け、計画の見直しを予定しております。

第1期の適正配置の進捗状況ですが、小中合わせて11校の統合と、7校の小学校及び関連する小・中学校の通学区域の見直しを予定していましたが、保護者及び地域住民の合意を得ましたのは、統合、通学区域の見直し、ともに2校ずつとなっております。

見直しに当たっては、第1期の進捗状況や第2期以降の適正配置の進め方等について、十分な検討を行ってまいりたいと考えておりますので、教育関係者や公募による構成員を含めて、様々な立場の方から御意見をいただくため、旭川市立小・中学校適正配置検討懇談会を設置いたします。また、広く市民の意見を聴取するため、意見提出手続も実施いたします。

教 育 長
各 委 員
教 育 長

適正配置担当課長

	<p>5月下旬には懇談会を設置し、11月までに3回の開催を予定しております。その後、意見提出手続を年内に実施し、必要な修正等を行い、年度内に改訂案を策定する予定であります。</p> <p>今後の方向性ですが、第1期で統廃合や通学区の見直しの実施に至らなかった対象校の保護者等との協議を継続するとともに、第2期の対象校に着手、早期の実現を目指したいと考えております。</p> <p>また、小・中学校の適正配置は、児童生徒や保護者に不安や負担感が生じることがあるため、そうした思いに配慮しながら、学校の適正規模の確保の大切さについて丁寧に説明し、理解を求めてまいりたいと考えております。</p>
教 育 長	<p>報告事項(2)「旭川市立小・中学校適正配置計画の見直しについて」、御意見、御質問等がありますか。</p>
適正配置担当課長	<p>計画を見直している間も各学校へは協議に行きますよね。</p> <p>第1期計画の対象校については、見直し前の計画になるので、並行して進めていきます。</p>
滝山委員 適正配置担当課長	<p>第1期は何年までですか。</p> <p>平成27年度から平成31年度までの5年間です。</p>
教 育 長	<p>第1期計画で実施できなかったところは引き続き進めるということでしたよね。</p>
適正配置担当課長	<p>引き続き、保護者や地域の方々と協議を進めていきます。</p>
教 育 長	<p>第2期の分は、計画が出来てから進めるということでしたね。</p>
適正配置担当課長	<p>見直しをかけて、その後どうするのかを検討していきます。</p>
教 育 長	<p>地元合意を一つの前提にしているのですが、なかなか進まない現状にあります。ただ、小規模な学校が多くなってきています。なかなか難しい課題です。最近では国でも少しずつ考え方が変わってきているようです。</p>
滝山委員 教 育 長	<p>1学年に2、3人しかいない場合は、教育上どうなのかと思います。</p> <p>旭川市内の中心地は校区が入り組んでいます。比較的児童生徒数が多いので、そういうところをなんとかしないと根本的には解決しません。</p> <p>他に御意見、御質問等がありますか。</p>
各 委 員 教 育 長	<p>ありません。</p> <p>それでは、報告事項(2)「旭川市立小・中学校適正配置計画の見直しについて」は、報告を受けたこととします。</p>
教育指導課長	<p>次に、報告事項(3)「平成31年度全国学力・学習状況調査への参加について」、報告願います。</p> <p>このことについては、昨年12月に文部科学省から北海道教育委員会を通じて、調査への参加について照会があり、昨年度と同様に教育長の決裁後、事務局から参加する旨、回答いたしましたので御報告します。</p> <p>平成31年度の調査実施日は、4月18日(木)です。</p> <p>平成31年度調査の実施要領において、平成30年度調査から変更になっている点について、概略を説明します。</p> <p>1点目は、中学校の教科に関する調査に初めて英語が追加されることです。この英語の調査は、聞くこと、読むこと、話すこと、書くことに関する問題が出題され、話すことに関する問題では、各学校のコンピュータ教室等のパソコン端末を活用し、音声録音方式で実施されます。</p> <p>2点目は、教科に関する調査について、知識・活用が一体的に問われる調査問題となることです。昨年度までの教科に関する調査のA問題、B問題という区分が見直され、平成31年度以降は、知識と活用が一体的に問われることとなります。</p> <p>今後は、各学校において、本調査が円滑かつ確実に実施され、児童生徒が持てる力を十分発揮できるよう、学校への指導・助言に努めてまいります。</p> <p>なお、本調査は、災害等で実施できない場合などを除き、全国全ての公</p>

教 育 長	立学校が参加している現状にありますことから、次年度以降は、実施要項等に大きな変更があった場合などに限り、御審議又は御報告させていただきたいと考えております。
各 委 員 教 育 長	報告事項（３）「平成３１年度全国学力・学習状況調査への参加について」、御意見、御質問等はありませんか。
社会教育課長	ありません。 それでは、報告事項（３）「平成３１年度全国学力・学習状況調査への参加について」は、報告を受けたこととします。 次に、報告事項（４）「平成３１年旭川市成人を祝うつどいの開催結果について」、報告願います。
社会教育課長	去る１月１４日、旭川市民文化会館におきまして、平成３１年旭川市成人を祝うつどいを午前１１時と午後２時の２回に分けて開催いたしました。教育委員の皆様におかれましては、御多忙の中御出席を賜りまして大変ありがとうございました。
社会教育課長	今年の対象者は、昨年から６６名増の２，８１１名でありました。当日の参加者は、午前の部で９２２名、午後の部で１，１４６名の合計２，０６８名で、参加率としましては約７３．６％でした。昨年は７２．６％、その前年は７４．２％ですので、例年並の参加者でした。
社会教育課長	今年は、オープニングとして、これまでの旭川北の大地のよさこいではなく、和太鼓に変更しております。次に市長挨拶等の式典、最後のアトラクションは約１０年ぶりに抽選会を実施しました。
社会教育課長	昨年は、新成人によるステージへの駆け上がりがありましたので、今年は警備体制の見直しを行ったこともあり、大きなトラブルもなく無事に終了することができました。このほか、手話通訳を一般社団法人旭川ろうあ協会、着物の着付け直しを旭川きものコーディネーター講師会にお願いする等、関係団体にも御協力をいただきました。
社会教育課長	また、エントランスホールには、旭川市シンボルキャラクターと記念撮影ができるコーナーも用意しました。
社会教育課長	実行委員については、ステージ上ではやや緊張している様子も見られましたが、挨拶、司会等それぞれの担当する役割を果たしました。実行委員は、この後、２月に最終の実行委員会を開催して解散することとなっております。
教 育 長	今年は非常にまとまった式典になったと思います。
各 委 員 教 育 長	報告事項（４）「平成３１年旭川市成人を祝うつどいの開催結果について」、御意見、御質問等はありませんか。
各 委 員 教 育 長	ありません。 それでは、報告事項（４）「平成３１年旭川市成人を祝うつどいの開催結果について」は、報告を受けたこととします。
教 育 長 各 委 員 事 務 局 職 員	《 そ の 他 》 他に、何かありますか。 ありません。 ありません。
教 育 長	《 秘 密 会 》 ここからは、秘密会といたしますが、既に傍聴の方は退席されていますので、このまま進めさせていただきます。 ここで皆さんにお諮りいたします。 報告第１号「旭川市立学校職員の処分内申（臨時代理）について」、報告第２号「旭川市教育委員会事務局職員等の人事異動（臨時代理）につい

各 委 員
教 育 長

学校教育部長

て」及び報告第3号「旭川市立小中学校教職員人事の内申（臨時代理）について」ですが、先ほど決定した旭川市教育委員会会議規則のとおり、会議録には概要を記載することといたしたいと思いますが、いかがですか。

異議ありません。

「異議なし。」と認め、報告第1号「旭川市立学校職員の処分内申（臨時代理）について」、報告第2号「旭川市教育委員会事務局職員等の人事異動（臨時代理）について」及び報告第3号「旭川市立小中学校教職員人事の内申（臨時代理）について」は、会議録に概要を記載することといたします。

それでは、議案第1号「平成31年度教育予算について」、説明願います。

平成30年12月21日に閣議決定された平成31年度予算政府案では、一般会計の概算総額が前年度比で3兆7,437億円増となる101兆4,564億円となり、過去最大となったところです。また、文教予算については、前年度比で108億円増となる4兆445億円となりまして、教職員基礎定数の減少を見込みつつ、小学校英語の教科化に対応する専科教員やいじめ・不登校への対応等のため加配定数の増、また、通級指導や日本語指導が必要な児童生徒の対応等に係る教員について、基礎定数化を法改正により図るための増や学校における働き方改革に向けて、人員確保や部活動指導員の配置について、倍増のための予算が拡充されております。

一方、地方交付税については、臨時財政対策債を含めた実質的な地方交付税総額は5,573億円減となる、19兆4,377億円となったところです。脆弱な中、地方交付税等に頼る旭川市の財政状況は厳しさが予想されるということです。

現在、財政課で予算編成中ですが、当初要求額が全体でオーバーしていることから、行財政改革推進プログラムでは、財政調整基金を30億円残すことを目標としておりますが、現在のところ26億円までは使わざるを得ないという状況です。

このような状況の中、部局ごとに配分される一般財源を上限として、予算の要求をしているところです。

後ほど、市長への予算要望の結果について触れますが、その後、事後的に就学援助の支給単価の変化や東栄小学校の増改築費の年度変更、国の補正予算が今回前倒しとなり、形式上は収まった形になったところです。

学校教育部といたしましては、現在策定中の第2期旭川市学校教育基本計画に掲げる三つの目標に向けた事業ということで、一般財源を配分いたしました。

それでは、議案第1号別冊を御覧ください。昨年11月に実施しました教育委員による市長への予算要望について、「1 教育委員と市長との懇談（H31 予算要望関連）における事業評価及び本要求額について」に基づき、御説明申し上げます。

特別支援教育推進費については、看護師資格を有する特別支援教育補助指導員は2人増の9人ですが、配置人数の総数は、この9人を含め、昨年と同数の81人となりました。

就学助成費については、他市の情報なども踏まえ、新入学用品費の支給単価の増額分を上乗せするものです。これが認められた場合、新入学用品費は前倒しで支給していることから、平成31年度入学予定者についても、支給できるよう準備を進めているところです。

小中連携一貫コミュニティ・スクール推進費については、新規実施の学校数を49校とするものです。

（新）豊岡小学校増改築費については、総合政策部の査定が推進となり、要求どおりの査定となりました。

東旭川学校給食共同調理所改築費については、建築部の見積りが減額と

なったことや事業内容を見直したことにより、範囲内での予算要求を行うものです。

以上が、昨年11月に実施しました教育委員による市長への予算要望に係る主な内容となっております。

次に、その他の主な事業について、「2 平成31年度 臨時事業予算要求の主な事業」に基づき、御説明申し上げます。

社会科副読本整備費については、割愛させていただきます。

教科書指導書購入費（中学校）については、「特別の教科 道徳」の教科書採択に伴う、指導書の購入、小学校教科書採択費については、平成32年度から使用する小学校用教科用図書採択に係り、調査委員会の設置や教科書展示会の開催、（新）いじめ問題対策推進費については、後ほど御説明いたします条例に基づき、附属機関の開催を予定しているものです。

学校運営充実費については、教育環境の充実を図るための備品等の購入であります。プログラミング教育の導入に伴い、プログラミング教育用ソフトを活用できるよう重点的に配備するものです。

（新）部活動指導員配置促進費については、6人という形で要求しているところです。

少し飛ばしまして、学校図書館活性化推進費については、学校司書の配置をする中で、55人から52人の体制にするという形での要求をしているところです。こちらは、本来、専任ということではありませんが、厳しい財政状況の中、全校配置は維持しつつ、兼務配置を増やした形になります。

少人数学級編制費については、20人としているところです。実際にどれだけの人が確保できるのかが課題となっておりますが、今年度少人数学級という形で制度改正をしたものを踏襲して進めていきたいと考えているものです。

以上、学校教育部の予算の概要を御説明いたしました。

社会教育部長

続きまして、社会教育部の予算要求の概要について、御説明申し上げます。

昨年11月に教育委員の皆様から市長への予算要望をしていただきました。その後の状況について、資料を元に説明したいと思います。

1番目、ジオパーク構想推進費については、経費の縮減に努めながら効果的な事業実施を図るよう予算要求を行っているところです。

2番目、文化芸術活動振興費については、旭川市民ギャラリーの運営管理を行う旭川デザイン協議会への負担金などの予算要求を行っているところです。

3番目、新規事業の図書館フリーWiFi設置費については、緊急性などの再検討の結果、本要求では予算要求を見送ることといたしました。

4番目、緑が丘図書コーナー開設費については、図書コーナーの人員配置について、地域の要望に対応する運営体制とするよう予算要求を行うものです。

次に、「平成31年度 臨時事業予算要求の主な事業」について、順次説明を申し上げます。

一番上、公-101「文化会館改修費」については、先ほどの第4回定例市議会の説明にもありまして、計画的な施設修繕に加えまして、新庁舎建設に伴い建設予定地内にある文化会館レストラン部分の解体を行ってまいります。また、代替としての売店の拡充工事を行い、飲み物等を提供できる機能などを整備し、会館利用者や市民が落ち着いて休息できる場を提供したいと考えています。

次に、臨-101「生涯学習振興費」ですが、市民の生涯学習機会の提供や学習成果の振興を図るため、生涯学習フェアの開催、生涯学習ポータルサイトまなびネットあさひかわによる情報提供、家庭教育や地域学校交

流活動事業の支援事業などを行ってまいります。

次に、臨－１０３「地域を支えるシニア世代人材育成費」ですが、高齢者の学びや活動の拠点となるようフィールド旭川にありますシニア大学の運営を行うとともに、学びの成果を積極的に地域社会に生かし、地域づくりやまちづくりを担う人材を高齢者学習の場から育成するほか、地域貢献活動に結び付けるための取組として、町内会等と連携した事業を継続してまいります。

次に、臨－１０８「科学館企画展開催費」については、来館者の増加を図るとともに、子供たちの科学への興味を促進するため、小中学校の夏休み期間に合わせて、プラネタリウムドームにおいて平成３０年度に引き続き子供たちに人気のキャラクター番組を投影するほか、ワークショップ、特別実験ショー等を行う企画展を開催します。

続きまして、臨－１２２と臨－１２３については、１１月の市長への要望の際に、教育長から頭出しをさせていただいた２項目です。今回新たな事業として要求しているもので、臨－１２２「優佳良織技術伝承支援補助金」については、本市の代表的な工芸品である優佳良織の技術継承を行うため、優佳良織の存続を目指す民間団体に対し、技術者の育成や確保に必要な支援を行う補助金を交付するものです。

最後、臨－１２３「アイヌ文化施設整備補助金」ですが、アイヌ文化を伝承する文化施設としての価値を高めまして、アイヌ文化振興に繋げるため、民間施設「川村カ子トアイヌ記念館」の水道設備等の整備を支援する補助金を交付するよう予算要求を行ってまいります。

以上が社会教育部の予算要求の概要でございます。

教 育 長 議案第１号「平成３１年度教育予算について」、御意見、御質問等はありませんか。

来年度の予算もとても厳しかったのですが、今年度の国の補正予算で補助金が付く見込みですので、学校教育部では施設改修などを行えそうです。当初予算に積んであった分が次の補正予算で前倒し出来るようになったので、その分当初予算が減り、一般財源配分額の枠内に何とか収まりました。

施設改修などは、国の補正予算が中心になってきています。苦しいところで言うと、学校司書が５５人から５２人になっています。学校給食共同調理所については、ランニングコストを少し整理しました。

社会教育部の優佳良織技術伝承支援補助金とアイヌ文化施設整備補助金は新規事業で、大きな額ではありませんが、いよいよ本格的に支援する形になってきています。

市長への予算要望のときとは少し様相が変わっていると思います。今後のスケジュールとしては２月の初めに予算発表があります。

他に御意見、御質問等はありませんか。

各 委 員 員 ありません。

それでは、議案第１号「平成３１年度教育予算について」は、原案どおり決定することで御異議ありませんか。

各 委 員 員 異議ありません。

「異議なし。」と認め、議案第１号「平成３１年度教育予算について」は、原案どおり決定します。

次に、議案第２号「旭川市教科書調査委員会条例の一部を改正する条例の制定について」、説明願います。

岩崎学校教育部次長 本市では、教科書の採択について必要な事項を調査、審議する旭川市教科書調査委員会を設置しておりますが、平成３１年度に小学校用教科用図書の採択が、平成３２年度に中学校用教科用図書の採択が行われる予定であり、小学校においては道徳及び英語の教科用図書、中学校においては道徳の教科用図書の採択が加わることから、それに対する委員を設置するため、条例で定める委員の人数を増やし、教科書調査を円滑に行おうとする

	<p>ものです。</p> <p>また、来月開会いたします平成31年第1回定例市議会に当該条例案を提案しようとするものです。</p>
教 育 長	議案第2号「旭川市教科書調査委員会条例の一部を改正する条例の制定について」、御意見、御質問等がありますか。
滝 山 委 員	一昨年は小学校、去年は中学校の道徳の教科書採択がありました。今年は小学校の、来年は中学校の教科書採択がありますが、今回は道徳も含まれるのでしょうか。
岩崎学校教育部次長	教科書発行者が追加されるという話が出ていませんが、採択することを前提として、調査委員の人数を増やしたいと考えています。教科書発行者の増減があったときは、人数を調整しながら考えていきたいと思えます。
滝 山 委 員	前に教科書発行者と先生が協力していることが問題になりましたが、そのことに対し、今回はどのような縛りというか、どのように適正化を図るのですか。
岩崎学校教育部次長	本市においては、旭川市教科書調査委員会条例及び規則において教科書の採択に直接の利害を有する者につきましては、欠格条項を設けており、委員に選任できないこととなっております。
教 育 長	以前は謝金をもらったなど、色々とありましたが、去年や今年は全然ないですね。
滝 山 委 員	考え方によっては、その先生が優秀だから教科書発行者から求められるということですね。優秀な先生は、調査委員会に参加してもよいのではないのでしょうか。
学 校 教 育 部 長	この教科書発行者と打合せをしますという届出を行い、許可を得ただけであれば大丈夫です。前のこともありましたので、通知はことあるごとに出しています。
本 田 委 員	子どもにとって良い教科書を調査しなくてはならないので、研究された方を選んでいただき、適正な中で進めていただきたいと思います。
教 育 長	小学校の教科書はどのくらいの量がありましたか。
岩崎学校教育部次長	前回の採択では10教科でしたが、今回は道徳と英語が追加され12教科となります。
教 育 長	いつ頃から調査研究をする予定ですか。
岩崎学校教育部次長	5月から進める予定です。教科書は8月31日までに選定することになります。
杉 山 委 員	12教科もあれば、全部で500冊くらいになりますね。
教 育 長	教科書発行者が少ない科目もあります。
本 田 委 員	やはり主要科目は多いです。
教 育 長	他に御意見、御質問等がありますか。
各 委 員	ありません。
教 育 長	それでは、議案第2号「旭川市教科書調査委員会条例の一部を改正する条例の制定について」は、原案どおり決定することで御異議ありませんか。
各 委 員	異議ありません。
教 育 長	「異議なし。」と認め、議案第2号「旭川市教科書調査委員会条例の一部を改正する条例の制定について」は、原案どおり決定します。
	次に、議案第3号「旭川市いじめ防止等推進協議会等条例の制定について」、説明願います。
教育指導課長	本件は、これまでも御審議いただいている旭川市いじめ防止基本方針の策定に伴い、いじめの防止等の取組に必要な二つの組織について、設置と運営に関して必要な事項を定める条例の制定を第1回定例市議会に提案するよう、市長に意見を申し出ようとするものです。
	第2条から第9条までに規定しております旭川市いじめ防止等推進協議会は、いじめ防止対策推進法第14条第1項の規定に基づく組織であり、学校、教育委員会、児童相談所、法務局、警察など、いじめの防止等に関

係する機関及び団体の連携や、いじめの防止等の対策を推進するために必要な事項に関して、連絡及び協議を行うもので、年に2回の開催を予定しております。

第10条から第13条に規定しております旭川市いじめ防止等対策委員会は、いじめ防止対策推進法第14条第3項の規定に基づいて設置する組織であり、大学教授、弁護士、医師、スクールカウンセラーなど、教育、法律、心理、福祉等に関する学識経験者を委員として、旭川市いじめ防止基本方針に基づくいじめの防止等の対策についての審議を行う組織であり、年に1回の開催を予定しております。

なお、仮にいじめの重大事態が発生し、いじめ防止対策推進法第28条第1項の規定に基づき教育委員会が主体となって調査を行う場合には、当該組織において調査を行います。

教 育 長
近 藤 委 員
教 育 指 導 課 長

議案第3号「旭川市いじめ防止等推進協議会等条例の制定について」、御意見、御質問等はありませんか。

推進協議会と対策委員会の委員は別の人がなるのですか。

はい。ただし、第4条第2項第6号に規定する「教育、法律、心理、福祉等に関して学識経験を有する者」については、重複する可能性があります。

教 育 長
各 委 員
教 育 長
各 委 員
教 育 長

他に御意見、御質問等はありませんか。

ありません。

それでは、議案第3号「旭川市いじめ防止等推進協議会等条例の制定について」は、原案どおり決定することで御異議ありませんか。

異議ありません。

「異議なし。」と認め、議案第3号「旭川市いじめ防止等推進協議会等条例の制定について」は、原案どおり決定します。

次に、議案第4号「旭川市学校給食共同調理所条例の一部を改正する条例の制定について」、説明願います。

石原学校教育部次長

当該条例においては、学校給食共同調理所の設置及び運営に必要な事項を定めるものとして、現在、東旭川学校給食共同調理所のみの規定としていところではありますが、学校に附置された施設で他校の給食も併せて調理する共同調理場方式、いわゆる親子の共同調理場が20か所ありますが、それを新たに共同調理所として加えようとするものです。

その理由ですが、栄養教諭の配置定数の改善であり、現在、市内には22人の栄養教諭が配置されておりますが、今回、条例を改正することで22人から28人の栄養教諭を配置できることとなります。

栄養教諭は北海道の基準により配置人数が決まっており、単独調理場の場合は、児童生徒千人につき1人で、児童生徒が2万人いれば、20人配置されることとなります。共同調理場の場合は、1,800人以下で1人、1,801人から6千人で2人、6,001人以上で3人というように単独調理場と共同調理場で異なる栄養教諭の配置基準となっております。

共同調理場とは何かと申しますと、2以上の学校の給食を調理する施設となっておりますので、いわゆる親子の給食調理場も該当しますが、北海道の配置基準を適用させるためには、条例で共同調理場を定める必要があります。

本市では、これまで給食調理の組み替えなどに柔軟に対応できるよう、親子の給食調理場は規則で定めていましたが、児童生徒数の減少に伴い、栄養教諭の配置数が減少し、1人の栄養教諭が4、5校を担当しなければならないケースも出てきており、栄養教諭が多忙を極めています。更に、来年度の新センターのオープンにより、更に栄養教諭の配置数が減る見込みとなっております。

このようなことから、これまでも北海道に対し配置基準の見直しについて要望してきたところですが、条例化することで1,800人以下1人と

教	育	長	<p>ということで、例えば共同調理場が100人分の給食を作っている場合も、栄養教諭が必ず1人配置されることになり、配置数の増が見込まれます。これまで、規則での規定によるメリットもあったところですが、今回、条例改正を行うよう判断したところですが、</p>
			<p>なお、条例改正に伴い関連規則等の改正も必要となりますが、改めて議決後お諮りしたいと考えております。</p>
			<p>議案第4号「旭川市学校給食共同調理所条例の一部を改正する条例の制定について」、御意見、御質問等がありますか。</p>
			<p>今の栄養教諭は、とても大変な仕事をしています。</p>
			<p>他に御意見、御質問等がありますか。</p>
各	委	員	<p>ありません。</p>
教	育	長	<p>それでは、議案第4号「旭川市学校給食共同調理所条例の一部を改正する条例の制定について」は、原案どおり決定することで御異議ありませんか。</p>
			<p>異議ありません。</p>
			<p>「異議なし。」と認め、議案第4号「旭川市学校給食共同調理所条例の一部を改正する条例の制定について」は、原案どおり決定します。</p>
			<p>次に、議案第8号「旭川市立小中学校働き方改革推進プランの策定について」、説明願います。</p>
山川学校教育部次長			<p>1月の臨時教育委員会会議においていただいた御意見と最終的に整理した部分について、修正したものを配付しています。</p>
			<p>2ページを御覧ください。「勤務日及び勤務不要日の1日当たりの学内勤務時間」の二つの表を全道との比較が分かりやすいように整えました。</p>
			<p>9ページ上段、推進プランの達成目標に勤務時間に係る目標値として、週60時間と記載していますが、現在、国等で勤務時間の上限などの検討が行われていることから、今後、国等のガイドラインを踏まえ、適宜見直しを行うことが必要になると考えており、図の下に※印でその旨の記載を追加しております。</p>
			<p>10ページ、「2取組の検証・改善」について、前回の会議において、「教職員の勤務時間の把握については、しっかりと教育委員会と学校がトレースしていくことが大切で、その結果を学校にフィードバックするとともに、推進プランの見直し・改善につなげることが必要だ」との御意見をいただきましたところですが、このことを踏まえ、一段落目の文章について修正しております。</p>
			<p>「教育委員会では、本推進プランの取組期間において」から、4行目の「本推進プランの取組の見直し・改善に繋げます」の部分ですが、一つは意識調査を7月と記載していますが、この時期については現在検討しておりますので、7月との記載を外したいと考えています。定点的な検証をまず行うことと、出退勤の把握については、学校で把握している状況の報告により継続的な検証を行い、プランの取組の見直し・改善に努める旨の記載に改めました。この修正に関わり、30ページの「(1)教職員の勤務状況及び出退勤の把握」の取組について、2行目の「平成31年度は、各学校において全市同一の表計算ソフトウェアを活用し」と記載しています。各段階のヒアリング等でお話を聞いたところ、自作の表計算ソフトを既に活用し、それを十分に活用して取り組んでいる学校が当初よりも増えていることから、同一のソフトよりも現在活用しているものをそのまま活用していただきたいと思っています。また、一方では、多くの学校で自作のソフトを使っているため、未活用の学校に対し、校長会等から情報提供していただき、次年度からは全ての学校で教職員の勤務時間を教育委員会に報告いただくような内容の記載に修正したいと考えております。</p>
			<p>A3版の概要版については、本編とともに学校に通知したいと考えています。また、議会に報告した後、本市ホームページでの公表を考えていま</p>

	<p>すが、その際にも本編と合わせて公表したいと考えています。</p> <p>今後の日程ですが、本日の御承認いただいた後、1月31日までは各学校に通知し、2月8日予定の臨時校長会議で説明を行い、18日に予定されている市議会経済文教常任委員会に報告した後、本市のホームページに掲載し、保護者・市民に公表したいと考えています。</p>
教 育 長	<p>議案第8号「旭川市立小中学校働き方改革推進プランの策定について」、御意見、御質問等はありませんか。</p>
滝 山 委 員	<p>メンタルヘルスについても記載されていて、41ページに平成29年度の結果出ていますが、これは教職員全員を対象にしたものですか。</p>
山川学校教育部次長	<p>メンタルヘルスについては、それぞれの先生方が自主的に取り組む形になっておりまして、実数としては6割位です。全ては集計できていないのですがこのような結果になっています。</p>
滝 山 委 員	<p>一般のストレスチェックの高ストレス者は、8%くらいだと思いますので、高ストレス者が12.1%もいるというのは高いです。去年、産業医の会議に出席したときに、ストレスチェックを毎年行い、毎年同じようなストレスが出る場所を重点的に改善しなくてはならないので、1回だけ行うのではなく、定期的に行うことでどこにストレスの大元があるのかを突き止めていくのが良いということでした。</p>
山川学校教育部次長	<p>自分のパソコンから回答するような形で、年2回実施しております。</p>
教 育 長	<p>Newと書いてあるところは新しく取り組むところですよ。</p>
山川学校教育部次長	<p>部分的に取り組んでいる学校があると聞いていますが、全市的に新規で取り組んでいきたいものを記載しています。</p>
教 育 長	<p>どこかに説明はありましたか。</p>
山川学校教育部次長	<p>11ページに新規取組と記載しています。</p>
本 田 委 員	<p>第2期旭川市学校教育基本計画の取組17が実現するための大元となる内容だと思いますし、取組の方向性の上からの3行が正に象徴すべき内容だと思います。数字的に減った増えたという話も大事なかもしれませんが、先生方が心身共に健康で生き生きとした姿で子ども達と向き合えることが出来る環境作りのためにプランがあるということで、場所場所で強調していただくことが何よりです。そのために現場は具体策を作って下さいという方が良いと思います。長く勤務したことが悪いかのような取られ方ではなく、結局は子どもに返る施策だということを、おそらく説明するときに使うと思いますが、皆さんに理解いただけるようにすることが、今回の働き方改革の根底にあるものだという事を校長会や校長から各現場へ下ろしていただくような指示をしていただくと有り難いです。掲載されているこれらのバリエーションを重点的に進めるんだぐらいの勢いで学校経営案に反映して下さいという話をしなくてはならないと思います。この全てをやりなさいと言うと無理がある場合もあります。やはり学校の規模によって、それぞれ視点が違うということを理解していただきたいです。生徒指導等でどうしても長時間勤務をせざるを得ない先生が、やってもやっても報われないことのないような組織体制と言うのでしょうか、みんなで子どもを育てるということを伝えていけたら良いと思います。</p> <p>結果的に子どもに向き合う時間が保証され、先生方もやり甲斐と意欲を持って職場に通う姿になってくれることが理想だと思います。何もなしのところから出発して出来上がったので、これが本当に実現してくれたら有り難いです。よろしくお願いします。</p>
杉 山 委 員	<p>学校閉庁日のことが書いてありますが、有給休暇の消化状況については、当然皆さん関心があると思います。目標設定も良いのですが、とりあえずはデータとして収集してトレースすると良いと思います。また、先ほどお話されておりましたように、既にあるソフトを使って取り組むということですが、教育委員会として最低限これだけのデータは求め、それぞれのデータが保証されるソフトになっているかどうかという検証だけは事前にしつ</p>

	かりとして下さい。
本 田 委 員	学校閉庁日に有給休暇の消化を進めていくというのは、長期休業中の扱いで指導していただきたいです。いくら休めと言っても数として保証されなければ、結局は変わらないのではないかとということにならないようにしていただければと思います。
杉 山 委 員	厚生労働省などは、実際の有給休暇の消化率をきちんと集計して公表しています。先生の有給休暇の消化率は誰も知らないですよ。
山川学校教育部長	36ページの現状に平成29年度の年休取得平均日数を記載しております。小学校が約14日、中学校が約11日となっております。
杉 山 委 員	私の会社より多いですね。
山川学校教育部長	夏休みや冬休みにまとめて休みを取っている実態があると思います。学校閉庁日とつなげて少し長期の休みとしているのだと思います。
杉 山 委 員	そういう部分では、長期休暇がある分だけ有給休暇を取得しやすいのかもしれないですね。
本 田 委 員	登校しているのに担任がいないということは、小学校ではとても心苦しさがありましたので、そこが互いに理解されていかないと、休みすぎだとか傾斜が出る職場環境が一番まずいです。担任は預かった子どもが居るのに家で休むわけにもいかないという考えもありました。
杉 山 委 員	やはりその価値観の転換を相当進めないと働き方改革は進まないです。
教 育 長	おそらく市役所の有給休暇取得日数より多いですよ。
教職員担当課長	少し多いです。
教 育 長	大学病院などの勤務医はほとんど休みが取れないですよ。
滝 山 委 員	はい。確か夏休みなどで1週間取った気がしますが、あとは学会などがあって休めませんでした。
本 田 委 員	要するに、組織体制というのをきちんとしていかなければならないと思います。担任が居ない時にトラブルが起こるのではないかと感じてしまうので、やはり離れられないです。今言われたようにその思いを変えていかなくては、働き方改革にならないので、是非これを元にして進めていただきたいです。まず子どもが健やかに育たないことには取り組んだ意味がなくなりますので、そこに力を注いでいただけたらと思います。
教 育 長	他に御意見、御質問等がありますか。
各 委 員	ありません。
教 育 長	それでは、議案第8号「旭川市立小中学校働き方改革推進プランの策定について」は、原案どおり決定することで御異議ありませんか。
各 委 員	異議ありません。
教 育 長	「異議なし。」と認め、議案第8号「旭川市立小中学校働き方改革推進プランの策定について」は、原案どおり決定します。
	次に、議案第9号「学校給食用食器の切替えに係る検証について」、説明願います。
石原学校教育部長	本件については、1月14日に報告したところですが、前回いただいた御意見等を踏まえ修正したものを配付しております。
	まず、前回はなかった表紙や目次など付け、体裁を整えました。変更点は、8ページの強化磁器食器破片の給食への異物混入事案について、前回までは、平成30年度の部分について三つの事案を記載していましたが、先週、事案が発生しましたので、その部分を加えています。けがはなかったのですが、口の中に食器の破片が入った事案が発生しましたので、その内容を加えております。
	次に12ページです。前回の御指摘を踏まえ、食器の単価を記載しました。
	次に別紙についてです。見やすくするため、別紙1と2の文字を大きくしたり、項目を限定するなど、整理しました。
	以上、前回お伺いしたのから4点、修正をしました。それ以外の内容

		<p>については変更ございません。</p> <p>前回もお話しておりますとおり、検証結果においては、これまでのPEN食器導入方針に矛盾する点、又は方針の変更を要する点などはないものと考えております。なお、この内容について、御了承いただいた場合については、明日の市議会経済文教常任委員会で、この検証結果を報告したいと考えております。</p>
教 育 長		<p>議案第9号「学校給食用食器の切替えに係る検証について」、御意見、御質問等がありますか。</p>
各 委 員 長	各 教 育 長	<p>ありません。</p> <p>それでは、議案第9号「学校給食用食器の切替えに係る検証について」は、原案どおり決定することで御異議ありませんか。</p>
各 委 員 長	各 教 育 長	<p>異議ありません。</p> <p>「異議なし。」と認め、議案第9号「学校給食用食器の切替えに係る検証について」は、原案どおり決定します。</p>
社会教育部次長		<p>次に、議案第10号「井上靖記念館の指定管理者の指定について」、説明願います。</p> <p>地方自治法第244条の2の規定に基づく指定管理者制度により、井上靖記念館の管理運営を指定管理者に行わせようとするものです。</p> <p>当該施設に係る指定管理者については、旭川市井上靖記念館条例の規定に基づき公募によることなく選定することとし、旭川市において文学に造詣が深く、平成26年度から平成30年度まで井上靖記念館での指定管理者の実績を有する「特定非営利活動法人 旭川文学資料友の会」から事業計画書等の提出を求め審査を行った結果、同法人が指定管理者としての要件を備えていることから、指定管理者に指定しようとするものについて、来月開会予定の市議会第1回定例会に提案するよう市長に意見を申し出ようとするものです。</p>
教 育 長		<p>議案第10号「井上靖記念館の指定管理者の指定について」、御意見、御質問等がありますか。</p>
滝 山 委 員 長		<p>5年間の実績的は問題ないということで、これは公募によらず行いました。</p> <p>公募して決めた方が良いと思います。公募を行い、ここが一番良いということで決めた方が良いのではないのでしょうか。</p>
教 育 長		<p>春光台公民館と西神楽公民館も非公募で行っています。地元の方が中心になって管理しています。今回は、地元の方ではなく、地元の文学を愛するNPO法人の方たちです。</p> <p>公募期間は全く設けていませんよね。</p>
社会教育部長		<p>はい。平成26年のときも同じようにしています。</p>
滝 山 委 員 長		<p>おそらく公募を行っても、旭川文学資料友の会が一番良いということで決まるとは思いますが、公募をしないで決めるのはどうなのでしょう。</p>
教 育 長		<p>地元の町内会や市民委員会がまとまって指定管理をするのであれば、説明しやすいです。公募を取り込んでいこうという動きはありますか。</p>
社会教育部長		<p>平成5年ぐらいから、文学資料館を作ってほしいという活動をする人たちが集まったようです。文学について造詣が深く、井上靖関係の知識を持っている方はなかなかいないので、公募を行うのは、私どもとしても正直、不安があります。そういう意味で、今回は公募を行わずに指定したいと考えています。</p>
杉 山 委 員 長		<p>文学資料館で働いている人たちは、旭川市の職員ですか。それとも皆さんNPO法人の方ですか。</p>
社会教育部長		<p>文学資料友の会で雇われている方たちです。</p>
社会教育部次長		<p>その中には、旭川市のOBの方たちもいます。</p>
教 育 長		<p>指定管理を受けることができる民間企業はなかなか想像できません。</p>
杉 山 委 員 長		<p>一般企業では無理だと思います。文学関係の付き合いなどもあるようで</p>

	すし、何かイベントがあると、母体がしっかりしているところは、応援を 沢山していただけます。
本 田 委 員	滝山委員が心配されているのは、指定管理者の指定を暗黙の了解で決め ていることに問題が生じたときに、説明ができるのかということを書いて いますので、選定基準的のようなものがある程度あれば、こういう理由で 合致したので指定しましたという言い方ができます。公募しても応募する 企業などは出てこないからという理由では、説明責任を果たしたことには なりません。この基準に合致していたので、指定しましたという方が良い のではないのでしょうか。資料に指定の理由等があるので、ある程度この内 容が基本となるようなものを作っておくことが大事だと思います。
教 育 長	他の施設で、指定する企業はほぼ決まっているのだけれども、公募を行 っている場合もあります。その手法を使っている社会教育施設はありまし たか。
社会教育部長	委託業務では、プロポーザル方式で公募を行うものがありますけれども、 基本的に指定管理者制度は、例えば公民館の場合は、地元で受け皿がある こと、井上靖記念館の場合は、文学的な知識やそういう活動ができるかど うかということが一つの基準になってくると思います。
本 田 委 員	資料に要素となるものが、1から5まで出ているので、これを明文化す れば良いと思います。
滝 山 委 員	井上靖のファンがいて、私たちの方が詳しいと言ってきた場合に、公募 を行うことで公平性を確保することができます。
教 育 長	それはあります。
杉 山 委 員	結構沢山いますよ。
滝 山 委 員	もちろん過去の実績等で決まるのだと思いますが、非公募というのが少 し気になります。
本 田 委 員	あれだけの施設を管理していただいているのは、大変な御苦労だと思い ますし、財産です。
教 育 長	他に御意見、御質問等がありますか。
各 委 員	ありません。
教 育 長	それでは、議案第10号「井上靖記念館の指定管理者の指定について」は、 原案どおり決定することで御異議ありませんか。
各 委 員	異議ありません。
教 育 長	「異議なし。」と認め、議案第10号「井上靖記念館の指定管理者の指定 について」は、原案どおり決定します。
公民館事業課長	次に、議案第11号「旭川市春光台公民館の指定管理者の指定について」、 説明願います。
	地方自治法第244条の2第6項の規定に基づき指定管理者制度により、 旭川市春光台公民館の管理運営を指定管理者に行わせようとするものです。 当該施設に係る指定管理者については、旭川市公民館条例の規定に基づ き、公募によることなく選定することとし、春光台地域の2市民委員会を はじめとする各種団体からなる旭川市春光台公民館運営理事会から事業計 画書等の提出を求め審査を行った結果、同団体が指定管理者の要件を備え ていることから、引き続き、指定管理者に指定しようとするものについて、 第1回定例市議会に提案するよう、市長に意見を申し出ようとするもので す。
教 育 長	議案第11号「旭川市春光台公民館の指定管理者の指定について」、御意 見、御質問等がありますか。
社会教育部長	非公募の理由はありますか。
教 育 長	基本的には、地域の方々が地域の施設を運営していくことになりますの で、地区センターや住民センターと同じような方法で行っています。
教 育 長	旭川には、地区センターと住民センターが12館あります。その全てが 非公募でやっているようです。地元の市民委員会を母体とする運営委員会

各教	委育	員長	<p>が行っていますが、公民館では、春光台公民館と西神楽公民館の二つを非公募で行っています。やはり公民館は地域性がある施設なので、抵抗はあまりないのだと思います。</p>
			<p>他に御意見、御質問等がありますか。</p>
			<p>ありません。</p>
			<p>それでは、議案第11号「旭川市春光台公民館の指定管理者の指定について」は、原案どおり決定することで御異議ありませんか。</p>
各教	委育	員長	<p>異議ありません。</p>
			<p>「異議なし。」と認め、議案第11号「旭川市春光台公民館の指定管理者の指定について」は、原案どおり決定します。</p>
			<p><報告第1号「旭川市立学校職員の処分内申（臨時代理）について」></p>
			<p>平成31年1月7日付けで北海道教育委員会に対し内申した旭川市立学校職員の処分内申について、教育長が臨時に代理した旨を報告し、報告のとおり了承した。</p>
			<p><報告第2号「旭川市教育委員会事務局職員等の人事異動（臨時代理）について」></p>
			<p>平成30年12月1日から平成31年1月7日付けまでの旭川市教育委員会事務局職員等の人事異動について、教育長が臨時に代理した旨を報告し、報告のとおり了承した。</p>
			<p><報告第3号「旭川市立小中学校教職員人事の内申（臨時代理）について」></p>
			<p>平成30年12月12日から28日付けまでの北海道教育委員会に対し内申した旭川市立小中学校教職員人事について、教育長が臨時に代理した旨を報告し、報告のとおり了承した。</p>
			<p>《 そ の 他 》</p>
教各	委務	員長	<p>他に、何かありますか。</p>
事局	局職	員長	<p>ありません。</p>
教	育	員長	<p>ありません。</p>
			<p>それでは、以上で平成31年1月定例教育委員会会議を終了いたします。</p>
			<p>《 閉 会 》</p>